

**CHECK!!**

ご確認ください!

令和2年10月1日から  
事業所から出る、  
ごみ(一般廃棄物)の**分別ルール**が変わりました。

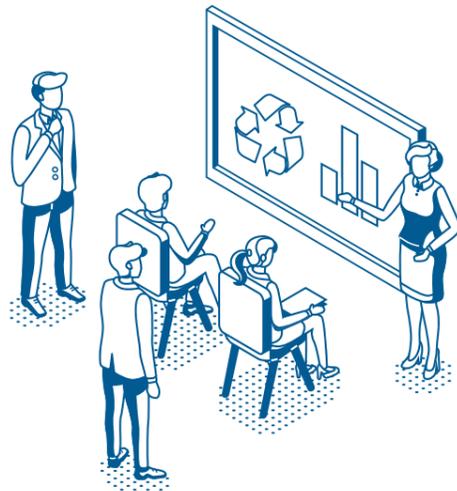


古紙はリサイクルが必要です

ごみの分別区分に**古紙(リサイクルできる紙)**が追加され、  
**3分別(燃えるごみ・燃えないごみ・古紙)**になりました。

# 古紙分別 出前講座

社員のみなさまやテナントの方などへ古紙分別の  
出前講座を行っています。  
10分程度の短い時間でも可能ですので、ぜひご利用ください。



## お問い合わせ

福岡市 環境局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL 092-711-4039 FAX 092-711-4823

E-mail gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

令和6年10月発行

事業所から出る

# 古紙分別

Guidebook for Sorting Waste Paper

# ガイドブック

保存版

福岡市では、事業系古紙の主な出し方は**2通り**あります。  
あなたは**どっち?**それとも**両方?**

## しっかり分別派 P3▶

燃えるごみと燃えないごみと  
古紙を**種類毎**に分別して出す事業所向け



## ゆる分別派 P5▶

燃えるごみと燃えないごみと古紙(紙ごみ)  
を分別して出す事業所向け



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 気候変動  
対策

12 つくる責任  
と消費

SDGsとは、「誰一人取り残さない持続可能な社会」  
を実現するために、2015年の国連サミットで採択  
された、2030年を期限とする17の国際目標です。